

NOSAI香川臨床実習に係る旅費等助成要領

第1 (目的)

香川県農業共済組合家畜診療所の臨床実習等に参加する産業動物臨床を志す獣医学生に旅費及び宿泊料を助成し、実習生の経費負担を軽減することにより臨床実習に参加しやすくし、NOSAI香川獣医師確保に資することを目的とする。

第2. (対象学生)

- (1) 獣医大学で獣医学を専攻し、将来大動物臨床を志す学生で、将来香川県農業共済組合に就職を希望し、臨床実習に参加した者。ただし採用者応募は強制しない。
- (2) 研修（実習）単位取得のみを目的とする場合は対象としない。

第3. (種類及び金額)

助成の種類及び金額は下記のとおりとする。

(1) 旅費・交通費

旅費の種類は鉄道賃、航空賃、バス及び船賃とする。

旅費は大学の所在地区により下記の金額を上限とし、実際に負担した公共交通機関運賃領収書と比較して安価な金額を助成する。

北海道 8万円 東北 7万円 関東 5万円

中部・近畿・中国 2万円 九州 4万円

(2) 宿泊料

宿泊料は1泊5,000円を助成する。

宿泊料は帰省地より通うことができない場合に限り助成する。

第4. (助成の方法)

助成を希望する実習生は予め助成の意思を組合に通知し、実習終了後2週間

以内に様式1「NOSAI香川臨床実習に係る旅費等助成金申請書」に領収書等を添付し、組合に提出する。

組合は申請書の内容が適切と認めた場合は、速やかに申請者が指定する口座へ振り込む。

第5. (要領の改正)

この要領の改正は理事の過半数によって定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。